令和元年度第４回水環境部会　資料 1-1

下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し（案）に係る パブリック・コメント手続の結果概要

１　関係資料

(1)　資料

「下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し（案)」

(2)　参考資料

①水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例（関連部分抜粋）

②その他関係法令（関連部分抜粋）

２　資料の閲覧方法

(1) インターネット

「ひょうごの環境」ホームページ内のお知らせ一覧にて公開

(2) 県民情報センター及び地域県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通4-16-3　兵庫県民会館４階）

各地域県民情報センター（神戸を除く各県民局・県民センター内）

(3) 意見を募集している担当課の窓口への備え付け

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課（神戸市中央区下山手通5-10-1）

３　パブリック・コメント手続の実施期間

令和元年 11 月 11 日～11 月 25 日

４　提案等件数

提案件数：44 件（計：16 名）

提案概要	意見を反映	今後の取組の参考	本文の趣旨に一致	その他
上乗せ排水基準の見直し	1	9	13	3
その他				18
合計	1	9	13	21

令和元年度第４回水環境部会　資料 1-2

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

意見等の提出件数：44件（16人）

No.	項目等	意見等の概要	御意見を反映	今後の取組の参考	本文の趣旨に一致	その他	県の考え方（案）	件数
1	上乗せ排水基準の見直し	BODの上乗せ排水基準を適用しないことによる海域及び河川下流部の水質への影響を適切に把握するため、下水道終末処理施設から公共用水域へ排水される箇所付近及び河川下流部での適切な水質モニタリングの実施を提案します。	○				御意見を反映し、必要なモニタリングを検討します。	1
2		下水道終末処理施設できれいに浄化された水を放流せず、汚いまま放流されてしまう可能性があり、環境によいのか。臭いの問題は大丈夫か。 ため池や下水道終末処理施設から放流される水量は、広い海からすれば微々たるもので、一時しのぎではないか。 地球温暖化による海水温や潮の流れの影響で、魚の生息域が変わったことはないのか。海の窒素やリンの濃度にこだわりすぎていないか。 漁業従事者が海苔の養殖場に肥料を撒くなどの努力をする方が下水処理場に頼るよりよいのではないか。		○			季節別運転は排水中の窒素濃度を増加させる運転を行うものであり、未処理で放流するものではありません。 また、BOD以外の他の項目の基準は引き続き適用することから、BODの上乗せ排水基準を見直しても、環境は悪化しないと想定されますが、今後もモニタリングを行い、水質を監視してまいります。 豊かな生態系の維持にあたっては、海水温等の影響も一因ではあると考えますが、水質保全とともに、一定濃度の栄養塩類が必要だと考えています。 下水道終末処理施設からの栄養塩類供給のみでは達成は困難であると考えており、今後もあらゆる施策を実施してまいります。	1
3		上乗せ基準を適用しない水域からの汚濁負荷が、基準を適用している水域に及ぼす影響を科学的に検証されているのか。 今回の基準見直しにより水質環境基準の非達成水域や非達成の接続水域へ及ぼす影響はないのか。 引き続き水質改善が必要な阪神間の沿岸部に位置する下水道終末処理施設については、例えば高度処理共同負担制度等を例にして、高度処理が必要な費用負担に対する優遇措置をお願いしたい。		○			BOD以外の他の項目の基準は引き続き適用することから、BODの上乗せ排水基準を見直しても、水質は悪化しないと想定されますが、今後もモニタリングを行い、水質を監視してまいります。	1
4		季節別運転を進めていく過程で、他の規制基準（SS、大腸菌群数）が支障となることも想定されるので、慎重な対応が必要と考える。 環境基準点を有しない河川においては、他の利水者の意見も配慮したうえで対応する必要があると考える。		○			御意見を参考に、季節別運転の支障とならないように関係機関とも連携してまいります。また、利害関係者の意見も配慮したうえで、水質保全を図りつつ、季節別運転の円滑な運転を実施してまいります。	1
5		今回引き続き上乗せ排水基準を適用する大阪湾奥部の水域についても、知事の判断ですぐに上乗せ排水基準を適用しないようにできることを示す条項を追加明記しておくこと。		○			御意見を参考に、大阪湾奥部の水質でのモニタリング結果の状況により、条例の見直しを検討してまいります。	6

No.	項目等	意見等の概要	御意見を反映	今後の取組の参考	本文の趣旨に一致	その他	県の考え方（案）	件数
6	上乗せ排水基準の見直し	下水道終末処理施設のBOD上乗せ排水基準の見直しについて賛成。下水道終末処理施設での全窒素・全りん濃度を高めた放流を、より推進及び実施していただきたい。			○		豊かで美しい瀬戸内海の再生の実現を図り、季節別運転を円滑に実施してまいります。	13
7		上乗せ排水基準を適用しない範囲として、大阪湾奥と大阪湾西部の境界を設定した根拠を教えていただきたい。				○	播磨灘及び大阪湾西部の窒素濃度については、県が定めた水質目標値（下限値0.2mg/l）を下回っているため、季節別運転の推進が必要であり、下水道終末処理施設のBODについての上乗せ排水基準を適用しないこととします。	1
8		なぜこのタイミングでの見直しを実施することになったのか経緯を教えてください。				○	県では、本年10月に、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度として、瀬戸内海では窒素濃度0.2mg/l以上を設定しました。 播磨灘及び大阪湾西部の窒素濃度については、この水質目標値（下限値0.2mg/l）を下回っているため、季節別運転の推進が必要であることから、この度、下水道終末処理施設のBODについて上乗せ排水基準を見直すこととします。	1
9		下水道法施行令による下水道終末処理施設の構造基準であるBOD15mg/Lは、上乗せ排水基準より厳しい値となっています。上乗せ排水基準を見直ししたとしても、BOD15mg/Lは最低限遵守する必要があるため、現時点で見直しする有効性が見出せません。 今後、「計画放流水質15mg/L以下」をどのように見直しする余地や可能性等があるか教えてください。 仮に、BODの計画放流水質を定めない運用をした場合、下水道管理者は何を指標・モニタリングしながら処理場の運転を行うことになるのでしょうか。 設計の段階での下水道終末処理施設における処理性能をどのように見込むことになるのでしょうか。一旦処理性能を二次処理以下に下げたものを元に戻すには莫大な費用がかかると考えられますが、今後の長期的な視点での懸案をどの程度想定されておられますか。 施設の改築更新、突発的な悪質流入下水への対応、被災時の対応等への影響が考えられます。下水道終末処理施設は生活排水処理の最後の砦であり、ある程度の処理性能の余裕は必要不可欠かと考えられ、排水基準の緩和はその余裕を削ることにつながると危惧します。上乗せ排水基準見直し後の対応方法を教えてください。				○	BODの上乗せ排水基準では、計画放流水質と異なり、最大値でも規制しています。 季節別運転は通常とは異なる運転であることから、汚水を浄化する微生物の状態が不安定になり、排水中のBODが一時的に上昇する傾向があります。 このため、各下水道終末処理施設では、BODの上乗せ排水基準を遵守するため、窒素濃度を高める程度を抑制した季節別運転を実施しております。 したがって、まずはBODについての上乗せ排水基準を見直し、季節別運転の円滑な運転を図ってまいります。	1
10	その他	今回の見直しの意義を周知徹底するため排水基準としてのBOD項目そのものについて、水質の生物学的実態を示す優位的価値を含んでいるという認識を共有すべきである。				○	御意見を参考とさせていただきます。	6
11		漁業不振対策は貧栄養化対策だけでなく、マイクロプラスチック汚染対策も講じられるべきである。				○		6
12		排水の有害物質等の汚染除去という視点ではなく、有用物質の保全を図ることが望まれる。健全な水環境保全のための明るい前向きの法律制定を望む。				○		6

令和元年度第４回水環境部会　資料 1-3

※パブリック・コメント時の資料

「下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し（案）」への御意見・御提案を募集しています。

近年、瀬戸内海では生態系の維持に必要な窒素やりん濃度が低下しており、これに関連して、一部の下水処理場では、冬季に排水中の窒素濃度を上げる季節別運転に取り組んでいます。

このたび、季節別運転の円滑な実施を図るため、兵庫県環境審議会水環境部会で検討を行い、「下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し（案）」がまとまりましたので、以下のとおり県民の皆さまから御意見・御提案を募集することとします。

１　詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット

「ひょうごの環境」ホームページ内のお知らせ一覧にて公開しています。

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list/

(2) 県民情報センター及び地域県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通4-16-3　兵庫県民会館４階）

各地域県民情報センター（神戸を除く各県民局・県民センター内）

(3) 意見を募集している担当課の窓口への備え付け

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課（神戸市中央区下山手通5-10-1）

２　御意見・御提案の提出方法

(1) 受付期間

令和元年 11 月 11 日（月）～令和元年 11 月 25 日（月）まで（必着）

(2) 提出方法

ア　記載様式は自由です。よろしければ、裏面様式を使用してください。

イ　提出いただいた御意見の内容について、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、氏名（団体名）、電話番号の御記入をお願いします。

ウ　(3)の提出先まで、電子メール、Fax、郵送により送付してください。

なお、お電話での御意見等については御遠慮いただいておりますので御理解ください。

(3) 提出先

〒 650-8567 神戸市中央区下山手通５－１０－１

兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 水質班

電話：０７８－３６２－９０９４　　Fax：０７８－３６２－３９６６

e-mail：mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp

(4) 参考

県民意見提出手続（パブリック･コメント手続）制度の概要については、「制度のＰＲチラシ」(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/documents/publiccomment.pdf) をご覧ください。

「下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し（案）」への御意見・御提案

住　所	〒		
氏　名		電話番号	
●御意見・御提案の内容			

※１枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。

（送付先）
〒 650-8567 神戸市中央区下山手通５－１０－１
兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 水質班
Fax：０７８－３６２－３９６６　　e-mail：mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp

※パブリック・コメント時の資料

下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し（案）

１　趣旨

近年、瀬戸内海では生態系の維持に必要な窒素やりん濃度が低下しており、これに関連して、一部の下水処理場では、冬季に排水中の窒素濃度を上げる季節別運転に取り組んでいる。

しかしながら、季節別運転は通常とは異なる運転であるため、汚水を浄化する微生物の状態が不安定になり、有機汚濁の指標の１つである生物化学的酸素要求量（BOD）が一時的に上昇する傾向にある。このため、兵庫県が水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例で定めた上乗せ排水基準が季節別運転の推進の支障となる懸念がある。

そこで、季節別運転の円滑な実施を図るため、下水処理場に関する上乗せ排水基準のうち、BOD について見直しを行う。

２　BOD 上乗せ排水基準の見直し（案）

【現　　行】

県条例により、県独自の規定として、瀬戸内海側の下水処理場は BOD 上乗せ排水基準（日間平均値:20mg/L、最大値：25mg/L）を適用

【見直し案】

瀬戸内海側の下水処理場

- A　知事が定める水域※に放流する下水処理場 → BOD 上乗せ排水基準を適用しない

※　(1)　播磨灘及び大阪湾西部の海域

(2)　播磨灘及び大阪湾西部へ流入する河川域について、

ア　環境基準点を有する河川においては、その最も下流に位置する環境基準点より下流

イ　環境基準点を有しない河川

- B　その他の水域に放流する下水処理場 → BOD 上乗せ排水基準を引き続き適用

（概念図）

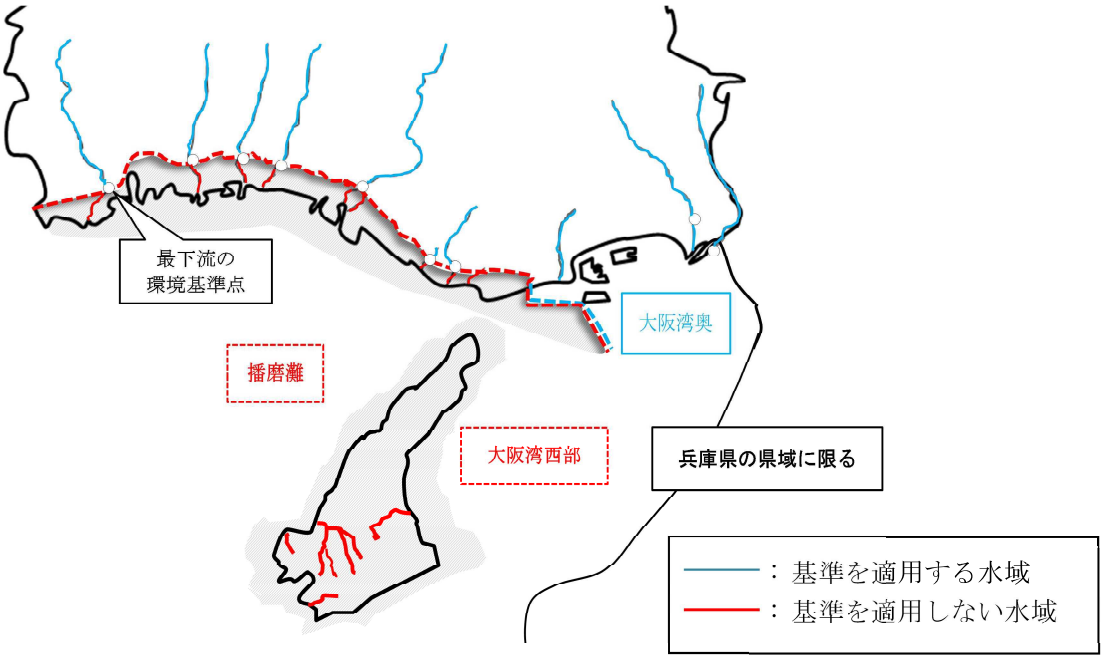

令和元年度第４回水環境部会　資料 1-5

豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し）について

（水環境部会三次報告案）

令和元年　月

兵　庫　県　環　境　審　議　会

水　環　境　部　会

豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し）

１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　現状
(1)　下水処理場が遵守すべき排水のBOD基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(2)　下水処理場（播磨灘・大阪湾）の排出水の水質・・・・・・・・・・・・・・・・３
(3)　季節別運転実施時の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３　上乗せ排水基準の見直し
(1)　現行のBODの上乗せ排水基準値に、季節別運転によって上昇するアンモニアに起因するBOD（N-BOD）分を加算した排水基準の検討　・・・・・・・・・・・・７
(2)　BODの上乗せ排水基準の適用緩和の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４　モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

審議経過等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策
（下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し）

１　趣　旨

近年､海域では生態系の維持に必要な窒素やりん濃度が低下しており､これに関連して、一部の下水処理場では、冬季に排水中の窒素濃度を上げる季節別運転に取り組んでいる。

しかしながら、季節別運転で排水中の窒素濃度が増加すると、BOD（生物化学的酸素要求量）が上昇する傾向にあり、BOD の上乗せ排水基準が季節別運転の推進の支障となる懸念がある。

そこで、季節別運転の円滑な実施を図るため、下水処理場に関する上乗せ排水基準のうち、BOD について見直しを行う。

２　現　状

水質汚濁防止法（以下「法」という。）第３条第１項に基づき、国は、全国一律の排水基準（一律排水基準）を定めている。

また、法第３条第３項に基づき、都道府県は一律排水基準よりも厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を条例で定めることができるとされており、県では、昭和 49 年に条例を制定している（別添１）。

(1)　下水処理場が遵守すべき排水の BOD 基準

	水質汚濁防止法				下水道法	
	排水基準				計画処理水質（流総計画）	計画放流水質（事業計画書）
	河川		海域			
	一律排水基準	上乗せ排水基準	一律排水基準	上乗せ排水基準		
最大値	160 mg/L	25 mg/L	―	25 mg/L	―	―
日　間平均値	120 mg/L	20 mg/L	―	20 mg/L	―	15 mg/L 等
年　間平均値	―	―	―	-	15 mg/L 等	―
基準を超過した場合等	改善命令、排水の一時停止命令、罰則				―	

○流域別下水道整備総合計画（流総計画）

流総計画とは、下水道法第２条の２に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定める計画であり、個別の下水道事業計画の上位計画として位置付けられる。

将来人口や発生負荷量の推定をもとに、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質※1等を定めている。

本県の播磨灘及び大阪湾の流総計画は、同法に基づき、関係府県、関係市町村の意見を聴くとともに、国土交通大臣（国土交通大臣は環境大臣と協議）との協議を行ったうえで策定している。特に本県の播磨灘では、全国で初めて全窒素の季節別の処理水質※2を設定するなど、流総計画に季節別運転※3を位置付けている。

※１　将来人口の想定年度における下水道の終末処理場での放流水の年間平均処理水質
※２　目標（豊かな海の実現）を達成するため、処理水質を季節に応じて変更するもの
※３　冬季（11 月～４月）に下水処理水の窒素濃度を高める運転をすること

計画下水量（m3/日）	日平均	101,400	季節別の処理水質を設定した下水処理場
	日最大	125,800	
計画流入水質（mg/L）	BOD	160	
	COD	95	
	T-N	30	
	T-P	3.5	
計画処理水質（mg/L）	BOD	15	
	COD	20	
	T-N※	30	
	T-P	3.0	
季節別処理水質（mg/L）	T-N	30（5月～10月） 40（11月～4月）	
計画下水量（m3/日）	日平均	85,000	一般的な下水処理場
	日最大	105,900	
計画流入水質（mg/L）	BOD	310	
	COD	160	
	T-N	60	
	T-P	3.0	
計画処理水質（mg/L）	BOD	15	
	COD	20	
	T-N	30	
	T-P	3.0	

計画処理水質の一例
（播磨灘流域別下水道整備総合計画（抜粋））

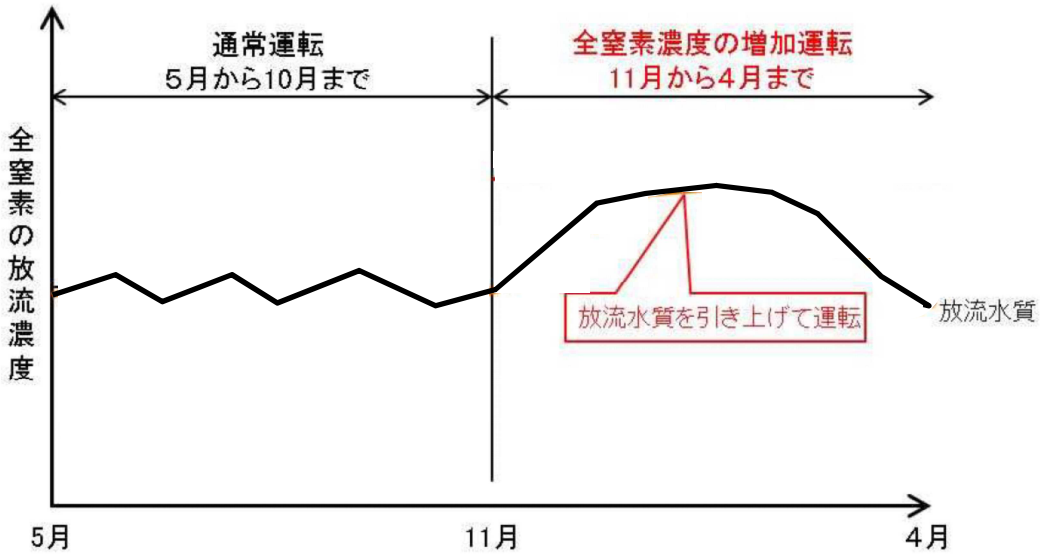

季節別運転のイメージ

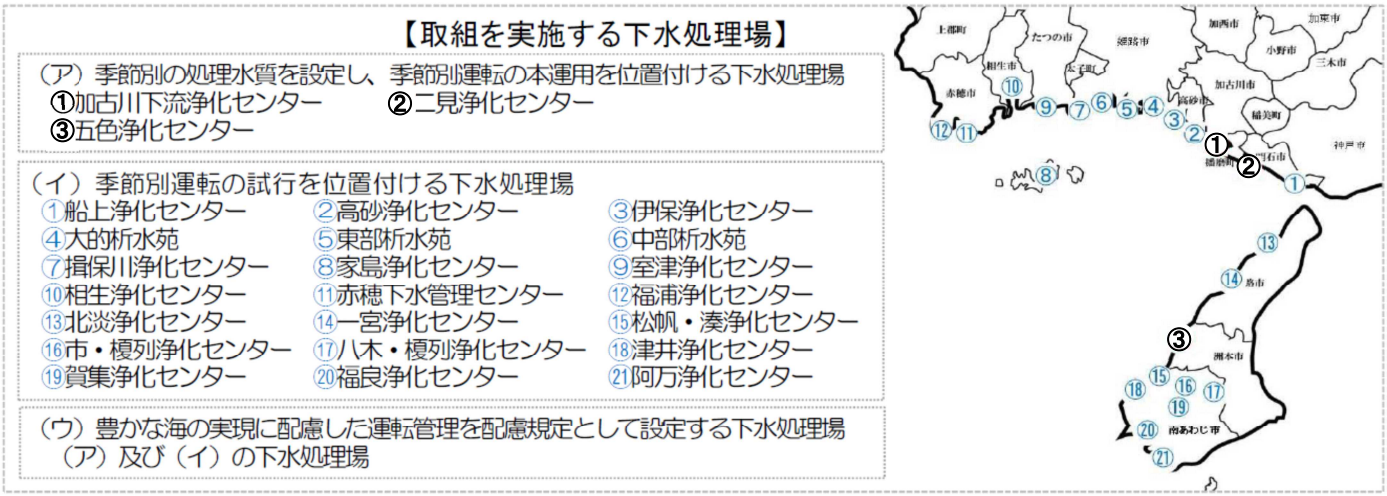

播磨灘流総計画で季節別運転の実施を位置付けた下水処理場

(2)　下水処理場（播磨灘・大阪湾）の排出水の水質

下水処理場の排出水の現状を把握するため、播磨灘と大阪湾に排出水を排出する 100 処理場の水質データ（直近１年分）※を整理した。

表１　播磨灘に排出水を排出する下水処理場の放流水質

	BOD（mg/L）		全窒素（mg/L）	
	平均	最大	平均	最大
① 季節別運転中の 10 下水処理場	4.6	25	12.6	37
② ①以外の 72 下水処理場	2.7	22	4.9	48

表２　大阪湾に排出水を排出する下水処理場の放流水質

	BOD（mg/L）		全窒素（mg/L）	
	平均	最大	平均	最大
③ 季節別運転中の ２下水処理場	2.6	20	9.9	18
④ ③以外の 16 下水処理場	2.6	20	6.5	20

※　各下水処理場のデータは、別添２参照

下水処理場（播磨灘・大阪湾）の排出水の全窒素と BOD の相関図

①播磨灘　季節別運転中の 10 下水処理場

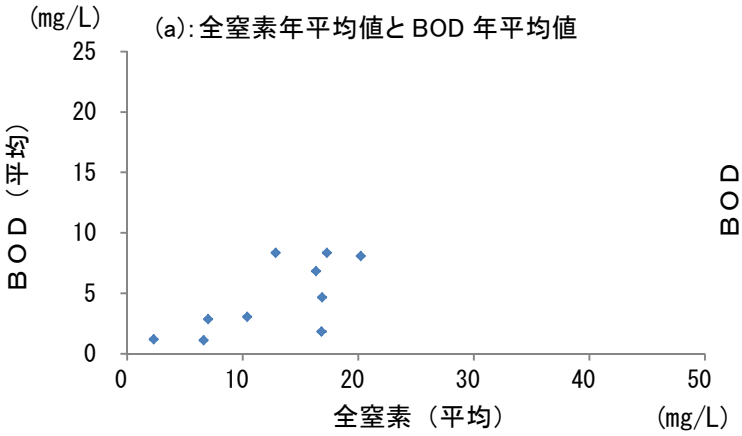

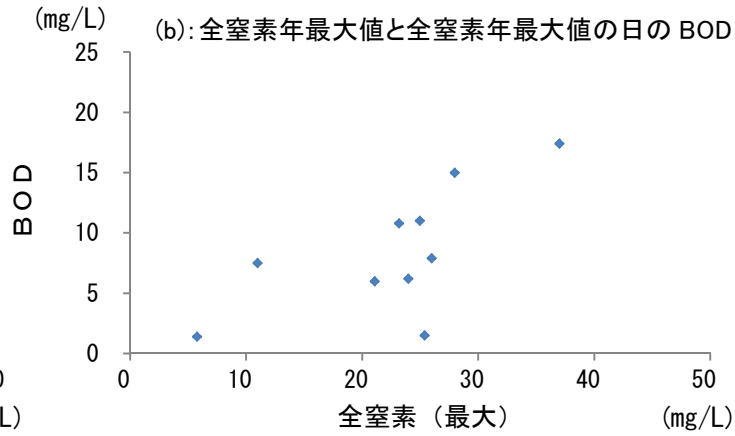

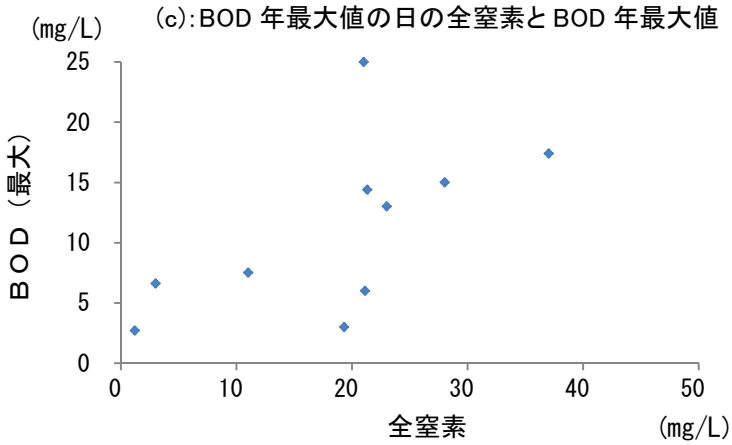

②播磨灘　季節別運転未実施の 72 下水処理場

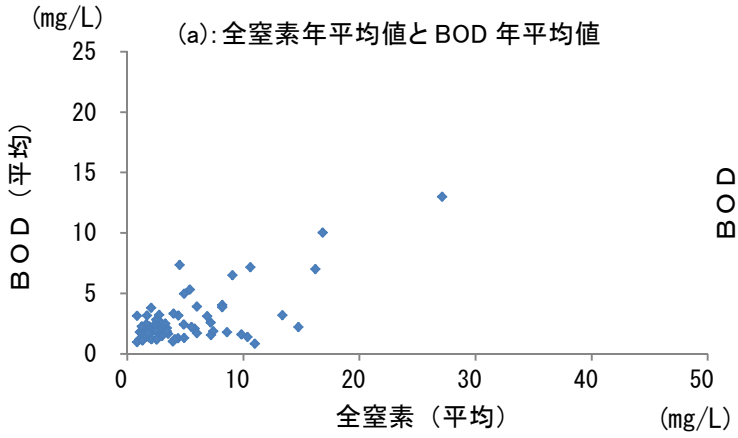

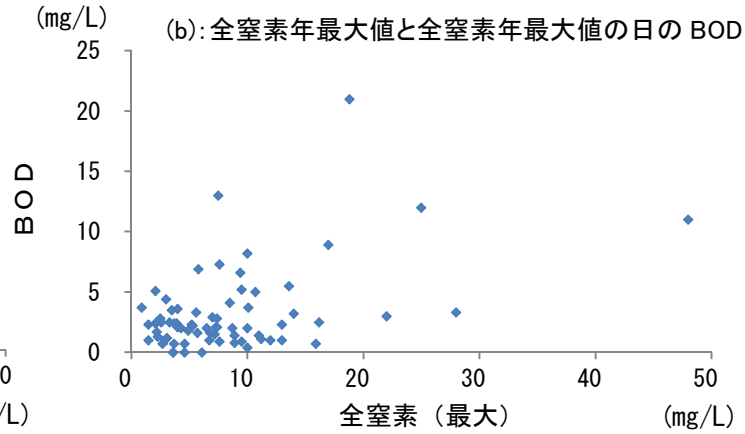

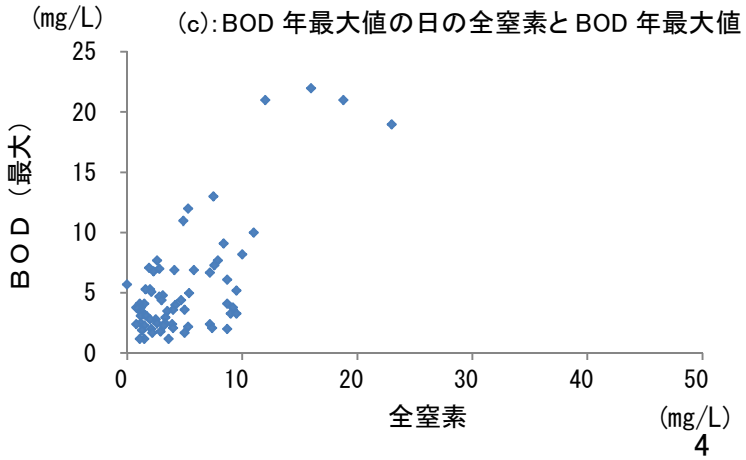

③大阪湾　季節別運転中の2下水処理場

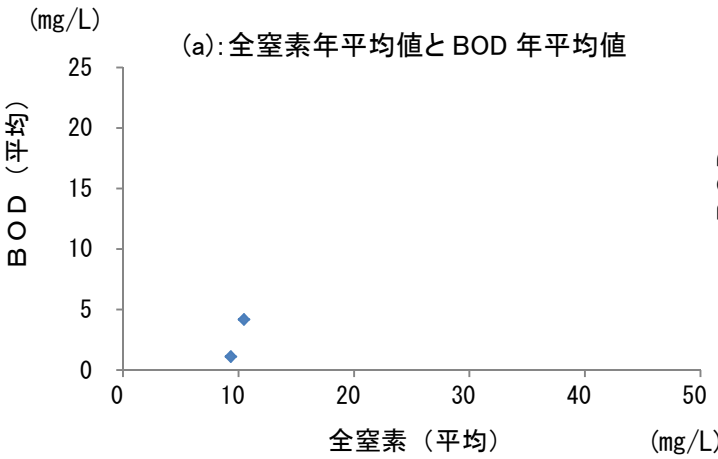

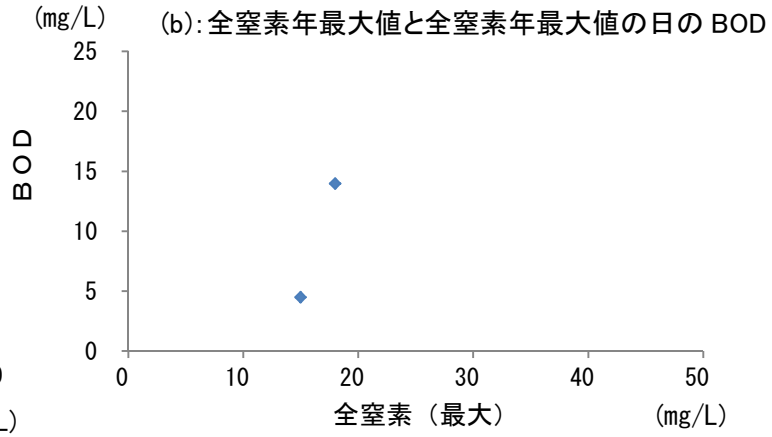

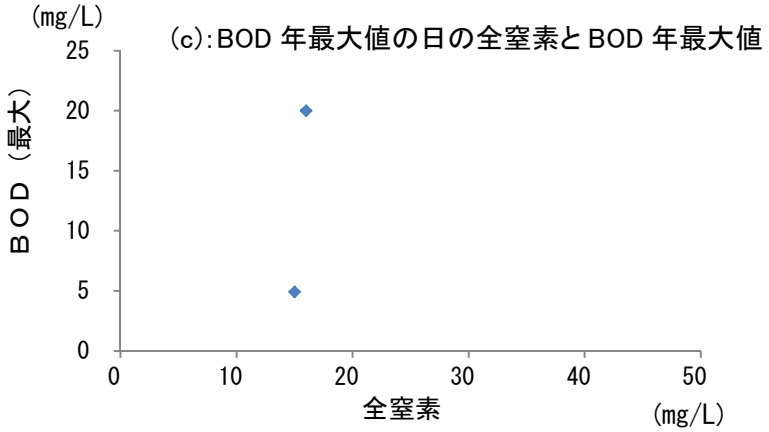

④大阪湾　季節別運転未実施の 16 下水処理場

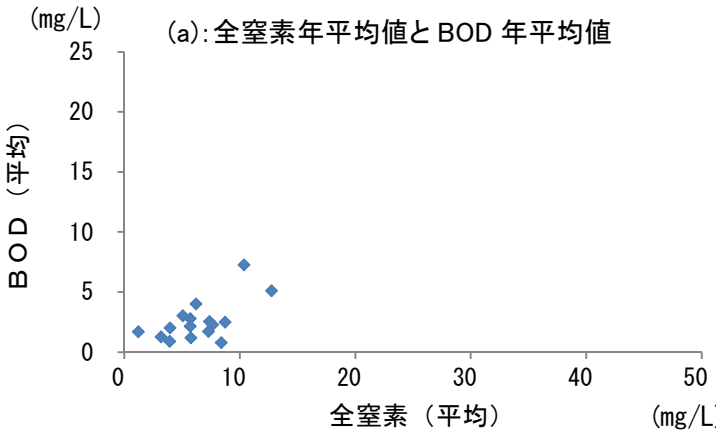

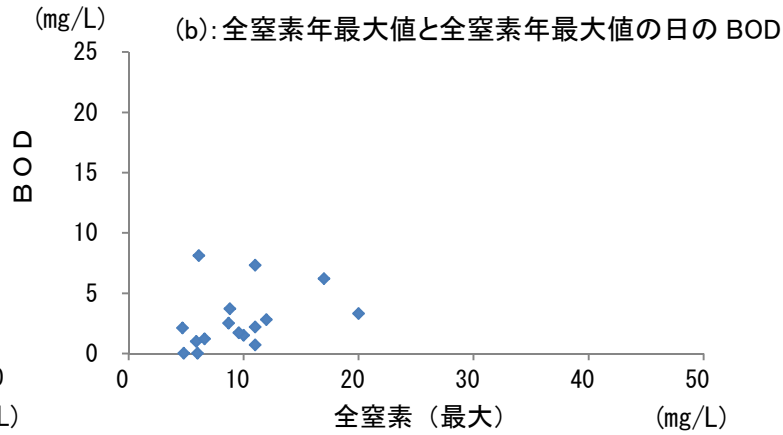

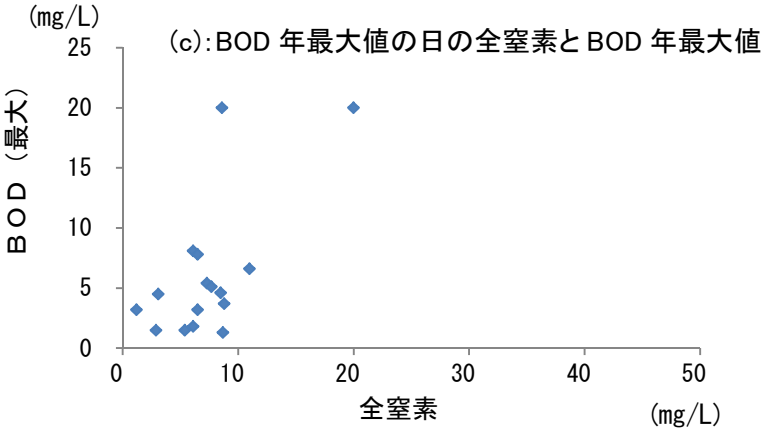

(3)　季節別運転実施時の水質

季節別運転は通常とは異なる運転であるため、汚水を浄化する微生物の状態が不安定になり、排出水の水質が一時的に不安定になることがある。また、排出水中のアンモニア濃度が上昇することにより、BOD 濃度が高くなることがある（別添３）。

各下水処理場はそのような状態になっても排水の基準を遵守する必要があり、特に BOD の上乗せ排水基準の遵守を図るため、窒素濃度を高める程度を抑制した季節別運転を実施している。

＜季節別運転実施処理場の水質変動＞

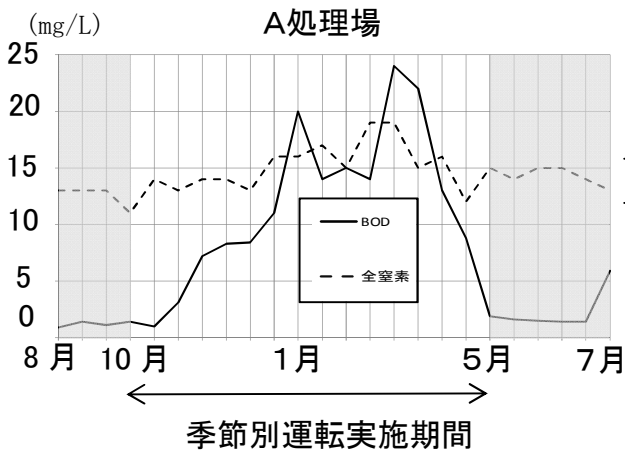

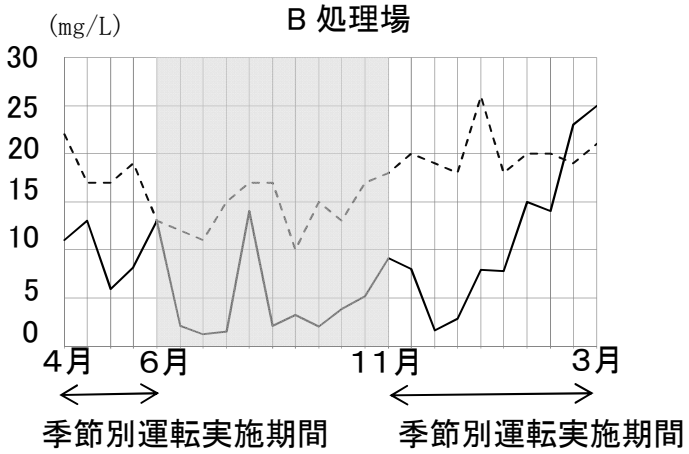

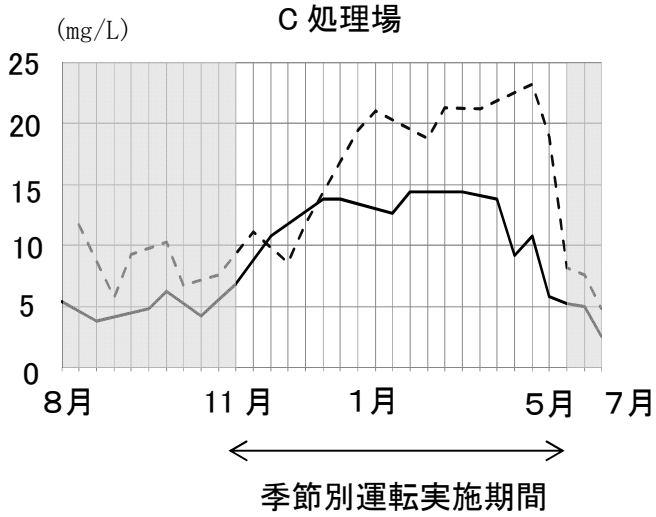

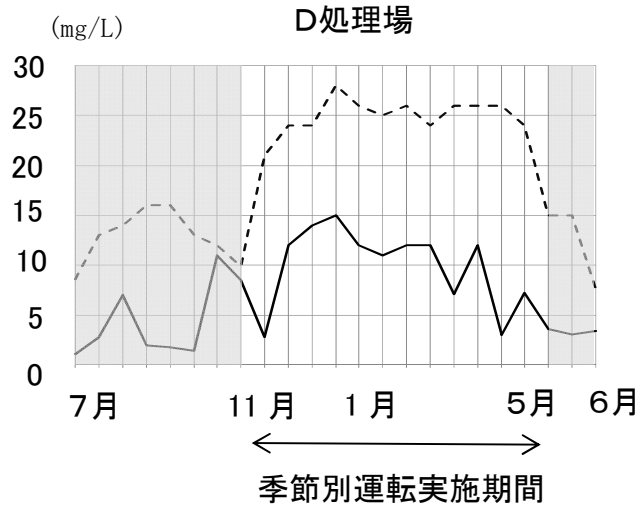

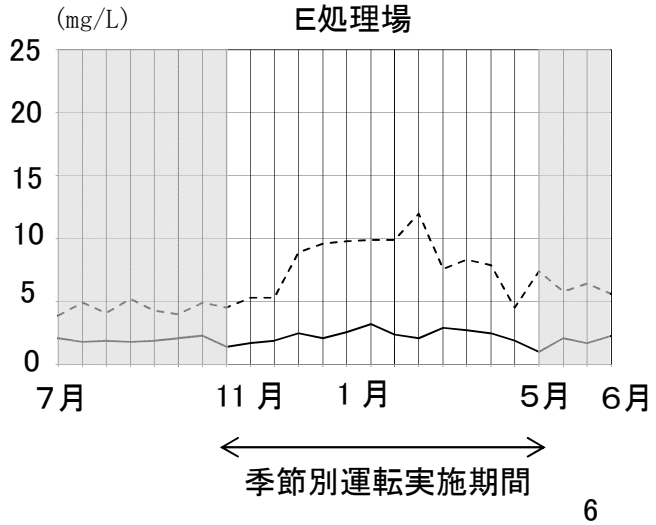

３　上乗せ排水基準の見直し

各下水処理場は、排水中に窒素濃度が増加するとBODが上昇する傾向にあり、BODの上乗せ排水基準の遵守を図るため、窒素濃度を高める程度を抑制した季節別運転を実施している。

ついては、季節別運転の円滑な実施を図るため、BODの上乗せ排水基準の見直しを行う。

(1)　現行のBODの上乗せ排水基準値に、季節別運転によって上昇するアンモニアに起因するBOD（N-BOD）分を加算した排水基準の検討

県下の下水処理場の排出水の実測データを用いて、N-BODとアンモニア性窒素の関係性から加算すべきN-BOD値の把握を試みた。その結果、図１のとおりN-BODとアンモニア性窒素の関係性は定量的に見出せず、従って、加算すべきN-BODの算定ができなかった。

また、既往の文献[1)]でも、N-BOD は、「基質の NH_4-N 以外にアンモニア酸化菌（*Nitrosomonas*）数に依存する」との知見が示されている。

以上のことから、季節別運転によって上昇するアンモニアに起因する BOD（N-BOD）分を算定することは出来ない。

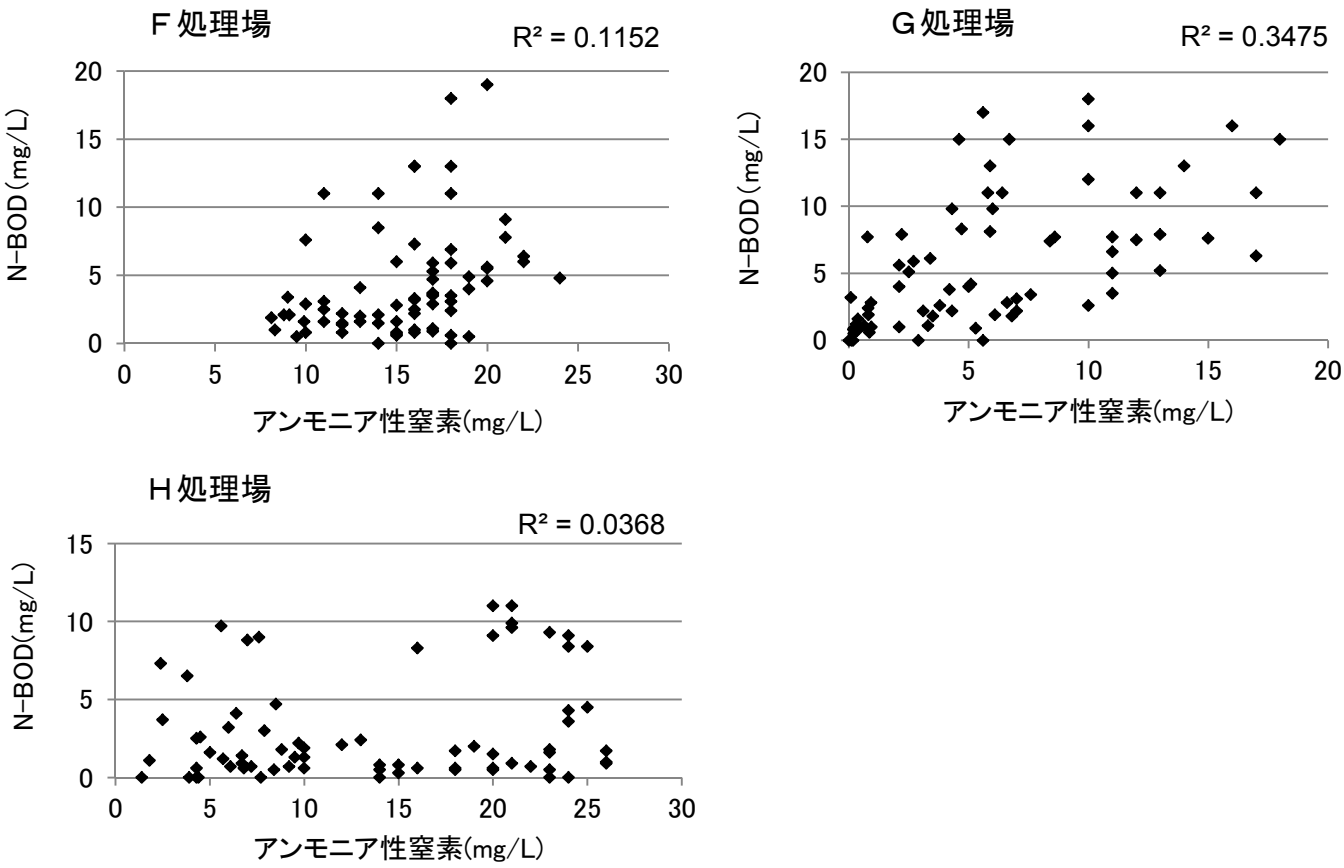

N-BODとアンモニアの相関図

１）藤井滋穂、松澤正貴、永禮英明、清水芳久（2003）：硝化反応のBODに及ぼす影響の実験による評価検討．環境工学研究論文集，40，531-540

(2)　BOD の上乗せ排水基準の適用緩和の検討

季節別運転を行う下水処理場を念頭に、BOD 上乗せ排水基準を適用しない水域を知事が定める。

【現　　行】

県条例により、県独自の規定として、瀬戸内海側の下水処理場は BOD 上乗せ排水基準（日間平均値:20mg/L、最大値：25mg/L）を適用

【見直し案】

瀬戸内海側の下水処理場

- A　知事が定める水域※に放流する下水処理場 → BOD 上乗せ排水基準を適用しない

※　(1)　播磨灘及び大阪湾西部の海域
　　(2)　播磨灘及び大阪湾西部へ流入する河川域について、
　　ア　環境基準点を有する河川においては、その最も下流に位置する環境基準点より下流
　　イ　環境基準点を有しない河川

- B　その他の水域に放流する下水処理場 → BOD 上乗せ排水基準を引き続き適用

（概念図）

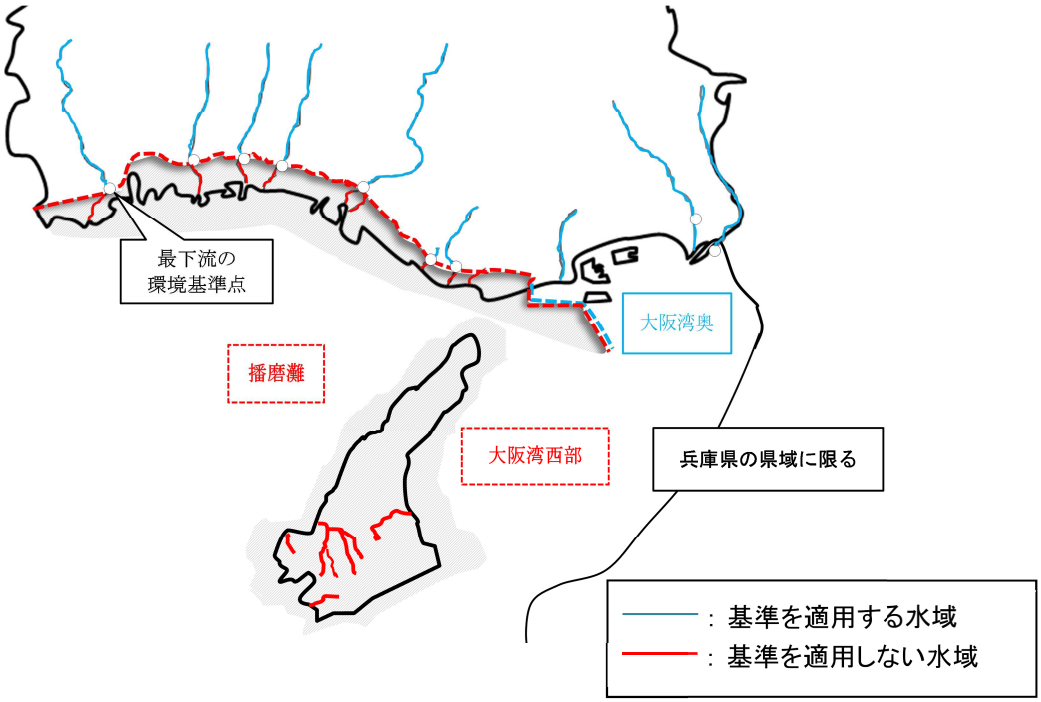

４　モニタリングの実施

豊かな海の実現に向け、下水処理場での季節別運転の推進を図るにあたっては、供給する栄養塩が生物の多様性・生産性に寄与するよう必要な海域に適切に到達し利用されるかを確認する必要がある。同様に、供給した全窒素・全りん濃度の変化が生物の多様性・生産性に与える影響を把握する必要がある。

また、BOD 上乗せ排水基準を適用しない下水処理場の下流域の水質悪化を懸念する声もあることから、必要なデータを蓄積する必要がある。

したがって、環境基準点に加え、季節別運転を行っている下水処理場の周辺及びその地先海域について、各態窒素・りん及び有機汚濁に関する水質及び底質、生物生息状況等、物質循環・生態系管理に関するモニタリングを継続的に行うべきである。

水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例（抜粋）

別表第２　瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分				許容限度												
				生物化学的酸素要求量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕		フェノール類含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	銅含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	ふっ素含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数〔単位１立方センチメートルにつき個〕
							鉱油類	動植物油脂類								
既設特定事業場	畜産農業		排水量 100 立方メートル未満のもの	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 100 立方メートル以上のもの	100(80)	100(80)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業		排水量 1,000 立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	食料品製造業及び飲料・飼料・たばこ製造業（たばこ製造業を除く。）		排水量 1,000 立方メートル未満のもの	—	130(100)	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	100(80)	90(70)	130(100)	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 5,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	65(50)	55(40)	80(60)	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 10,000 立方メートル以上のもの	35(25)	25(20)	50(40)	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—
	繊維工業	染色整理業	排水量 5,000 立方メートル未満のもの	—	100(80)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 5,000 立方メートル以上のもの	55(40)	35(25)	50(40)	—	15	1	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	65(50)	65(50)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	50(40)	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—
	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業		90(70)	90(70)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量 5,000 立方メートル未満のもの	80(60)	80(60)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 5,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	55(40)	55(40)	65(50)	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 10,000 立方メートル以上のもの	30(20)	30(20)	50(40)	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	化学工業	ゼラチン・接着剤製造業		—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	130(100)	65(50)	150(120)	4	—	1	—	—	3	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	80(60)	55(40)	130(100)	3	20	1	—	—	3	—	—	—	—
			排水量 10,000 立方メートル以上 30,000 立方メートル未満のもの	40(30)	35(25)	80(60)	2	15	1	—	—	3	—	—	—	—
			排水量 30,000 立方メートル以上のもの　乳化重合法によるアクリル系繊維製造工程を有するもの	20(10)	35(25)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—	—	—
			排水量 30,000 立方メートル以上のもの　酢酸繊維製造工程を有するもの	20(10)	30(20)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—	—	—
			排水量 30,000 立方メートル以上のもの　その他のもの	20(10)	20(10)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—	—	—
	石油精製業及び潤滑油製造業		排水量 100 立方メートル未満のもの	40(30)	40(30)	50(40)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 100 立方メートル以上 400 立方メートル未満のもの	30(20)	30(20)	40(30)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 400 立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	30(25)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—

区分					許容限度												
					生物化学的酸素要求量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕		フェノール類含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	銅含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	ふっ素含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数〔単位１立方センチメートルにつき個〕
								鉱油類	動植物油脂類								
既設特定事業場	コークス製造業	排水量100立方メートル未満のもの			40(30)	40(30)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの			30(20)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量400立方メートル以上のもの			20(10)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	なめし革製造業				—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	骨材・石工品等製造業	排水量1,000立方メートル未満のもの			60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上のもの			35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業	排水量1,000立方メートル未満のもの			100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの			60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの			35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上のもの			20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
	ガス業	排水量100立方メートル未満のもの			40(30)	40(30)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの			30(20)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量400立方メートル以上のもの			20(10)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	旅館その他の宿泊所				100(80)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業				100(80)	100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	と畜場				80(60)	80(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(2,000)
	研究、試験、検査等の業務用の施設				100(80)	100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員201人以上501人未満のもの	昭和49年3月31日以前に設置したもの	指定区域	80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					その他の区域	120(90)	130(100)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				昭和49年4月1日から昭和56年5月31日までに設置したもの	301人未満のもの	80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					301人以上のもの	40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				昭和56年6月1日以降に設置したもの		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			処理対象人員501人以上のもの	指定区域		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				その他の区域	処理対象人員2,000人未満のもの	80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					処理対象人員2,000人以上のもの	40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの				40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分			許容限度												
			生物化学的酸素要求量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕		フェノール類含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	銅含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	ふつ弗素含有量〔単位１リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数〔単位１立方センチメートルにつき個〕
						鉱油類	動植物油脂類								
既設特定事業場	下水道終末処理施設	中級処理のもの	80(60)	—	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		高級処理のもの	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量1,000立方メートル未満のもの	100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定事業場	旅館その他の宿泊所		25(20)	25(20)	60(40)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
	研究、試験、検査等の業務用の施設		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25(20)	50(40)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	25(20)	60(50)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設		25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	40(30)	40(30)	50(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	30(20)	30(20)	40(30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)
		排水量400立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	30(20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3	(800)

備考１　この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第２項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。

２　この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

３　この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、２以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場に係る排出水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。

４　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除き、海域及び湖沼に排出される排出水については、適用しない。

５　銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗（ふつ）素含有量についての排水基準は、昭和49年12月１日においてゆう出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

６　この表に掲げる排水基準は、１の施設が特定施設等となつた際現に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水については、当該施設が特定施設等となつた日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。

（１）　特定施設　６月間（当該施設が法第12条第２項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、１年間）

（２）　みなし指定地域特定施設　１年間（当該施設が法第12条第３項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、３年間）

7　この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度（水素指数）の項目についての許容限度は、排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満である特定事業場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理附令第35号。以下「省令」という。）で定める許容限度とし、排水量が50立方メートル以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。

8　「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

（1）　昭和49年４月１日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第１に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

（2）　昭和51年４月１日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第１に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

（3）　昭和63年４月１日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第１に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

（4）　平成３年11月１日において、平成２年改正政令の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場

（5）　備考７に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

9　「排水量」とは、１日当たりの平均的な排出水の量をいう。

10　「中級処理のもの」とは高速散水濾床法、モディファイド・エヤレーション法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいい、「高級処理のもの」とは活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいう。

11　「指定区域」とは、昭和49年３月31日において建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第１項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域をいう。

12　（　）内の数値は、日間平均値を示す。

（別添２）

下水処理場の排出水の水質

①　播磨灘側の季節別運転中の 10 下水処理場

BOD 最大濃度降順

（単位：mg/L）

NO.	BOD			窒素			放流先
	平均	最大	窒素が最大となった日の値	平均	最大	BOD が最大となった日の値	
1	8.4	25.0	7.9	17.3	26	21	河川
2	6.8	17.4	17.4	16.3	37	37	海域
3	4.7	15.0	15.0	16.8	28	28	海域
4	8.4	14.4	10.8	12.8	23.2	21.3	海域
5	8.1	13.0	11.0	20.2	25	23	海域
6	2.9	7.5	7.5	7.0	11	11	河川
7	3.1	6.6	6.2	10.4	24	3	海域
8	1.1	6.0	6.0	6.6	21.1	21.1	海域
9	1.8	3.0	1.5	16.8	25.4	19.3	海域
10	1.2	2.7	1.4	2.3	5.8	1.2	海域

② 播磨灘側の①以外の 72 下水処理場

BOD 最大濃度降順　　（単位：mg/L）

NO.	BOD			窒素			放流先
	平均	最大	窒素が最大となった日の値	平均	最大	BOD が最大となった日の値	
1	10.0	22.0	12.0	16.8	25	16	河川
2	7.2	21.0	8.9	10.6	17	12	河川
3	13.0	19.0	11.0	27.1	48	23	海域
4	7.0	16.0	10.0	16.2	26.3	26.1	河川
5	7.4	13.0	13.0	4.5	7.5	7.5	河川
6	4.0	12.0	3.2	8.2	14	5.3	河川
7	3.1	11.0	2.5	6.9	16.2	4.9	海域
8	3.2	10.0	3.0	13.4	22	11	海域
9	2.1	9.1	3.7	3.4	10.1	8.4	河川
10	6.5	8.2	8.2	9.1	10	10	河川
11	2.4	7.7	1.0	4.9	12	2.6	海域
12	2.2	7.7	3.3	14.7	28	7.9	海域
13	2.2	7.3	7.3	2.9	7.6	7.6	河川
14	3.2	7.1	4.1	4.4	8.5	1.9	河川
15	5.0	7.0	2.9	4.9	7	2.8	河川
16	3.9	6.9	5.0	6.0	10.7	4.1	河川
17	5.3	6.9	6.9	5.4	5.8	5.8	河川
18	2.2	6.8	2.0	1.9	4.3	2.3	河川
19	2.4	6.7	6.6	3.0	9.4	7.2	河川
20	3.8	6.1	5.5	8.2	13.6	8.7	河川
21	1.6	5.7	0.7	9.8	15.9	0	海域
22	1.8	5.3	2.8	1.7	7.4	2	海域
23	1.9	5.3	2.3	2.5	5.2	1.6	河川
24	2.6	5.2	5.2	7.2	9.5	9.5	海域
25	3.8	5.1	5.1	2.1	2.1	2.1	河川
26	2.5	5.0	3.3	3.3	5.6	5.4	河川
27	3.3	4.8	1.8	4.0	4.9	3.1	河川
28	1.6	4.7	0.9	3.5	9.5	2.8	河川
29	1.8	4.4	1.6	3.4	5.7	4.7	河川
30	3.2	4.4	4.4	2.8	3	3	河川
31	2.4	4.1	2.1	2.6	7.3	1.5	河川
32	2.1	4.1	1.4	5.8	11	8.7	河川
33	1.9	4.1	0.7	1.2	2.7	1.1	河川
34	2.2	4.0	2.0	5.5	10	4.2	河川
35	1.8	3.8	1.1	8.6	11.2	9.2	河川

NO.	BOD			窒素			放流先
	平均	最大	窒素が最大となった日の値	平均	最大	BOD が最大となった日の値	
36	3.2	3.8	2.5	1.7	2.2	1.2	河川
37	1.2	3.8	0.7	1.0	3.7	0.8	河川
38	3.1	3.7	3.7	0.9	0.9	0.9	河川
39	1.6	3.6	1.4	2.8	8.9	5	河川
40	2.7	3.6	3.6	2.8	4	4	河川
41	1.9	3.5	3.5	1.4	3.5	3.5	河川
42	1.8	3.5	1.2	1.1	3.1	1.2	河川
43	1.6	3.4	0.8	2.9	8.9	1.3	河川
44	1.6	3.3	1.0	7.2	13	9	海域
45	1.4	3.3	2.3	10.4	13	9.5	河川
46	2.3	3.2	1.3	1.9	2.3	1.5	河川
47	1.7	3.1	2.4	1.3	3.7	1.2	河川
48	2.3	3.1	1.5	2.3	7.2	1.7	河川
49	1.3	3.0	1.0	4.4	6.72	3.33	河川
50	2.8	2.8	2.8	2.5	2.5	2.5	海域
51	1.0	2.8	0.4	3.9	10	2	海域
52	2.5	2.5	2.4	1.7	2.1	1.2	河川
53	2.3	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	河川
54	1.3	2.5	2.5	1.9	3.3	3.3	河川
55	1.2	2.4	0.9	2.5	7.6	7.2	河川
56	2.2	2.4	2.4	2.8	3.9	3.9	河川
57	1.0	2.4	1.0	0.8	2.9	0.8	河川
58	1.8	2.3	2.0	2.2	6.5	3.2	河川
59	2.3	2.3	2.3	1.3	1.5	1.5	河川
60	1.5	2.2	2.2	3.0	5.3	5.3	河川
61	2.0	2.1	2.1	2.8	4	4	河川
62	1.9	2.1	2.1	7.4	7.4	7.4	河川
63	1.3	2.0	1.6	2.6	6.8	2.1	河川
64	1.7	2.0	2.0	6.0	8.7	8.7	河川
65	1.9	1.9	<1	2.5	3.6	1.3	河川
66	1.2	1.8	0.7	2.1	4.6	2.9	河川
67	1.7	1.7	1.7	1.8	2.2	2.2	河川
68	0.8	1.7	1.3	11.0	17.7	ー	海域
69	1.3	1.7	<1	4.9	6.1	5	河川
70	1.2	1.2	<1	4.1	4.6	3.6	河川
71	1.2	1.2	<1	2.6	3.6	1.5	河川
72	1.1	1.2	1.0	1.3	1.5	1.1	河川

③ 大阪湾側の季節別運転中の2下水処理場

BOD 最大濃度降順

（単位：mg/L）

NO.	BOD			窒素			放流先
	平均	最大	窒素が最大となった日の値	平均	最大	BOD が最大となった日の値	
1	4.2	20.0	14.0	10.5	18	16	海域
2	1.1	4.9	4.5	9.3	15	15	海域

④ 大阪湾側の③以外の 16 下水処理場

（単位：mg/L）

BOD 最大濃度降順

NO.	BOD			窒素			放流先
	平均	最大	窒素が最大となった日の値	平均	最大	BOD が最大となった日の値	
1	5.1	20.0	3.3	12.8	20.0	20.0	海域
2	7.3	20.0	6.2	10.4	17.0	8.6	海域
3	3.0	8.1	8.1	5.1	6.1	6.1	河川
4	4.0	7.8	7.3	6.2	11.0	6.5	海域
5	2.5	6.6	2.8	8.7	12.0	11.0	海域
6	2.5	5.4	2.2	7.4	11.0	7.3	海域
7	2.8	5.1	2.5	5.7	8.7	7.7	河川
8	2.3	4.6	1.5	7.7	10.0	8.5	海域
9	2.0	4.5	1.0	4.0	5.9	3.1	海域
10	2.1	3.7	3.7	5.7	8.8	8.8	海域
11	1.7	3.2	2.1	1.2	4.7	1.2	河川
12	1.7	3.2	1.7	7.3	9.6	6.5	海域
13	1.2	1.8	1.2	5.8	6.6	6.1	河川
14	0.9	1.5	<0.5	4.0	6.0	5.4	海域
15	1.3	1.5	<1	3.2	4.8	2.9	河川
16	0.8	1.3	0.7	8.4	11.0	8.7	海域

（別添３）

栄養塩管理運転を実施している下水処理場排水のＢＯＤ

１　ＢＯＤとは

生物化学的酸素要求量といわれ、水中の有機物を微生物が酸化分解するために必要とする酸素の量。

通常２０℃で５日間、暗所で培養したときの酸素消費量を測定する。

２　河川での状況　好気性微生物により有機物の大部分が分解される

⇒ＢＯＤは河川水質の**有機汚濁の指標**

《イメージ》好気性生物の有機物分解過程

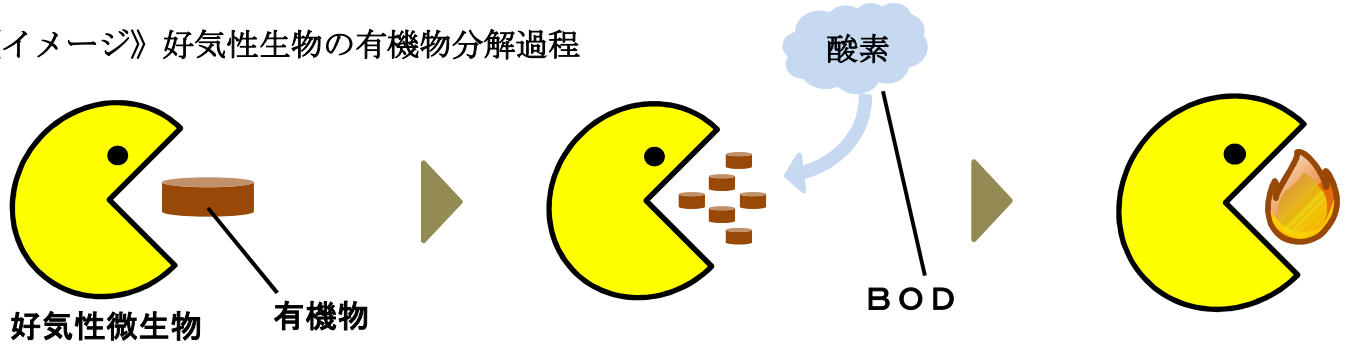

３　下水処理場の処理水

①反応速度が速い好気性微生物が**有機物の大部分を分解済**

②場内では水温が高く滞留時間が長いため、反応速度が遅い**アンモニアや亜硝酸を硝酸に酸化する細菌**（硝化菌）**が繁殖**していることが多い

⇒試水の中にアンモニアがあると、アンモニアは有機物ではないのに、BOD として表示されてしまう。

《イメージ》有機物分解過程＋硝化（①+②）

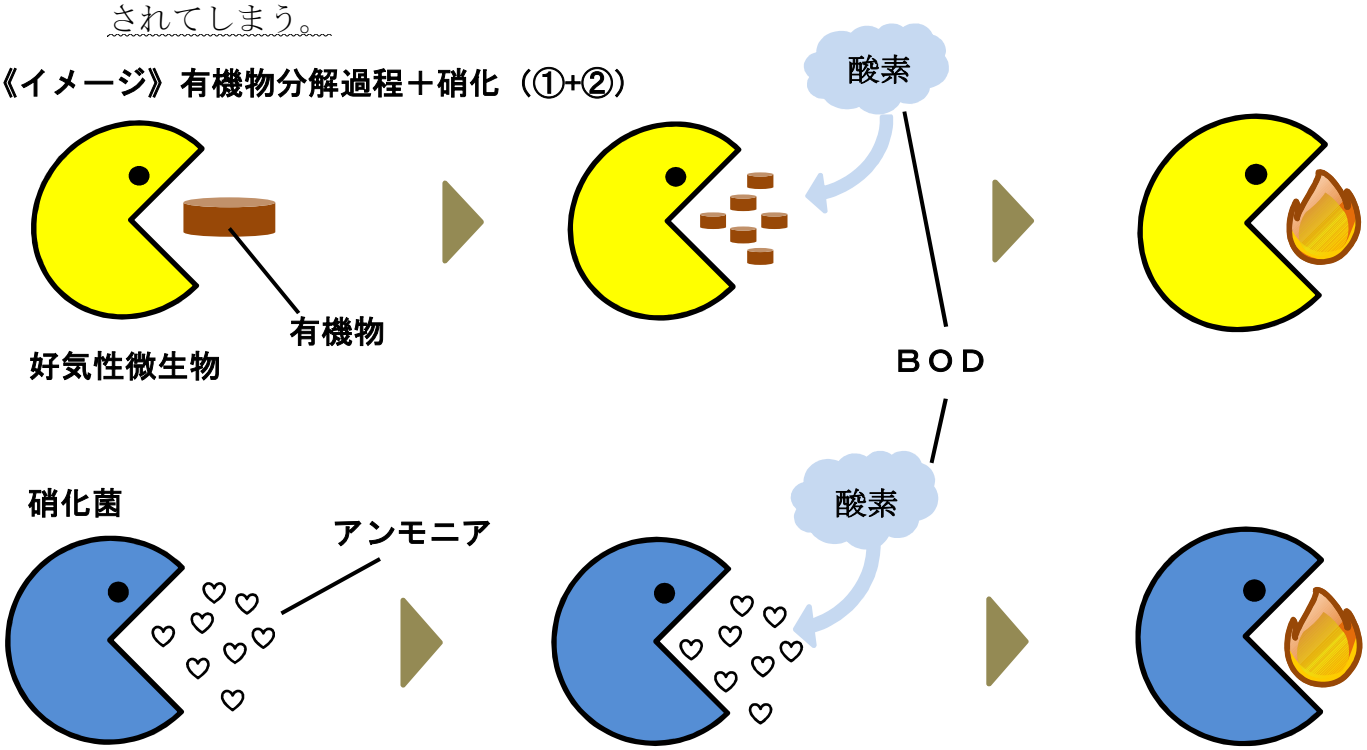

このため、栄養塩管理運転を行う下水処理場からの排水中のＢＯＤが高くなる

審議経過等

（１）諮問

2017 年８月９日　（諮問第 45 号）

（２）全体会

2017 年８月９日

内容：現状及び問題点

（３）水環境部会

2017 年８月 25 日

内容：瀬戸内海再生推進方策検討小委員会設置

2018 年１月 15 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（沿岸海域の環境（小委員会報告案））、（水質の保全及び管理）

2018 年２月 15 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（沿岸海域の環境（小委員会報告案））

2019 年６月 12 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（水質の保全及び管理（小委員会二次報告））

2019 年９月 11 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（水質の保全及び管理（部会報告案））、（下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し）

2019 年９月 25 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し）

2019 年 11 月 27 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（下水道終末処理施設の上乗せ排水基準の見直し（部会報告案））

（４）瀬戸内海再生推進方策検討小委員会

2017 年 10 月 25 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（沿岸海域の環境（小委員会報告骨子））

2017 年 12 月 15 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（沿岸海域の環境（小委員会報告素案））

2018 年３月 16 日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（沿岸海域の環境（小委員会報告案））、（水質の保全及び管理）

2019 年６月３日

内容：豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（水質の保全及び管理）

兵庫県環境審議会水環境部会瀬戸内海再生推進方策検討小委員会　構成委員

氏　名	職業又は役職名	備考
藤原　建紀 （委員長）	京都大学 名誉教授	
川井　浩史	神戸大学 教授	
小林　悦夫	(公財)ひょうご環境創造協会 顧問	
反田　　實	兵庫県農林水産技術総合センター 水産技術センター 技術参与	
突々　　淳	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事	
藤田　正憲	大阪大学 名誉教授	
吉武　邦彦	神戸商工会議所環境対策専門委員会 委員長	2018 年６月 14 日 退任
泥　　俊和	神戸商工会議所環境対策専門委員会 委員長	2018 年６月 15 日 就任

兵庫県環境審議会水環境部会　構成委員

氏　名	職業又は役職名	備考
藤田　正憲 （部会長）	大阪大学名誉教授	
あしだ 賀津美	兵庫県議会議員	
阿保　勝之 （特別委員）	国立研究開発法人水産研究・教育機構 瀬戸内海区水産研究所 環境動態グループ長	
綾木　　仁	関西福祉科学大学教授	
大久保 規子	大阪大学大学院教授	
川井　浩史 （特別委員）	神戸大学教授	
小林　悦夫	(公財)ひょうご環境創造協会顧問	
杉山　裕子	岡山理科大学准教授	
反田　　實 （特別委員）	兵庫県農林水産技術総合センター 水産技術センター 技術参与	
突々　　淳 （特別委員）	兵庫県漁業協同組合連合会専務理事	
浜田　知昭	兵庫県議会議員	2019 年６月 17 日 退任
藤原　建紀 （特別委員）	京都大学名誉教授	
吉武　邦彦	神戸商工会議所環境対策専門委員会委員長	2018 年６月 14 日 退任
泥　　俊和	神戸商工会議所環境対策専門委員会 委員長	2018 年６月 15 日 就任